

建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について

警察庁丙刑企発第21号
警察庁丙捜一発第12号
国住指第1363号
平成21年7月3日

警察庁刑事局長 金高 雅仁

国土交通省住宅局長 和泉 洋人

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物若しくは法第66条若しくは第88条第1項若しくは第2項に規定する工作物（以下「建築物等」という。）の利用に伴い生じた事故又は建築物等において発生した火災により人の生命又は身体に係る被害が生じた場合における警察が行う犯罪捜査と、法第2条第35号に規定する特定行政庁その他の関係機関が法令の規定に基づき行う立入検査その他の調査（以下「事故調査」という。）とは、それぞれの異なる目的の下に異なる法律上の手続、方法によって発動され、いずれもそれぞれの公益実現のための重要な作用であり、一方が他方に優先するという関係にあるものではない。

警察と特定行政庁その他の関係機関は、犯罪捜査と事故調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、支障のない限り互いに協力を行うものとする。